

原規規発第 2208173 号
令和 4 年 8 月 1 7 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（6号及び7号
発電用原子炉施設の変更）について

平成26年12月15日付け原管発官26第242号（令和元年10月24日付け原管発官R1第125号、令和元年12月17日付け原管発官R1第156号、令和2年12月18日付け原管発官R2第230号、令和4年6月21日付け原管発官R4第11号及び令和4年6月28日付け原管発官R4第101号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。